



～感染症の流行を防ぐために～

予防接種を受けましょう

★健康推進課（保健センター内） ☎24-2003

病気にかからないように、また、重症にならないように、まだ接種していないお子さんは、予防接種を受けましょう。

対象者は無料で接種できます（ただし、接種期間を

過ぎて接種した場合は、全額自己負担です）。

予診票がない場合は、母子健康手帳を持参のうえ、健康推進課または支所市民福祉課（アスパシアこだま1階）の窓口へお越しください。

予防接種の種類、接種方法等は以下のとおりです。ご確認ください。

◆二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種

予診票は、11歳の誕生日の翌月に送付しています。

●対象 11歳以上13歳未満の方

●接種期間

11歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで

◆麻しん・風しん（MR）予防接種

麻しん・風しんの1期は生後12月から24月までの間に1回接種し、2期は小学校就学前の1年間に1回接種します。

【令和4年度2期】

●対象

平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれの方

●接種期間 令和5年3月31日(金)まで

◆日本脳炎予防接種

【ワクチンの供給不足と予約について】

日本脳炎ワクチンが全国的に不足していた状況は解消しつつありますが、予約が取れないこともありますので、余裕を持った予約をお願いします。

【定期接種について】

・1期：生後6月～90月になるまでに3回

・2期：9歳から13歳になるまでに1回

※2期の方について、予診票を9歳の誕生日の翌月に送付しています。

【特例接種について】

次の方は、本来の接種対象年齢時点でワクチン接種自体が一時見合わせとなっていたため、不足回数分は、

追加で接種が受けられます。

①平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方

●接種回数

・1期 3回接種

・2期 1回接種

※2期の接種は、1期の接種後におおむね5年の間隔を空けて接種してください。

●接種期間 20歳の誕生日の前日まで

②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方

第1期の接種が7歳6か月までに3回完了していない場合、9歳以上13歳未満の間に不足した第1期（最大3回）を接種することができます。

●接種期間

9歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで

◆子宮頸がん予防ワクチン

4月から個別勧奨を再開しています。また、積極的な勧奨を控えていた間に定期接種の対象になっていた方も、特例接種の対象者として無料で接種できます。

対象者には5月以降、順次予診票を送付しています。

【定期接種について】

●対象 小学6年生～高校1年生の女子

●接種期間 高校1年生の3月31日まで

【特例接種について】

●対象 平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女子

●接種期間 令和7年3月31日まで

※新型コロナワクチン接種については、22・23ページでお知らせしています。

児童手当を受けている皆さんへ 『現況届』の提出が原則不要になりました

これまで、児童手当の受給資格の更新手続きについては、6月に現況届の提出をお願いしていました。今年度からは、この現況届の提出が原則不要となりました。

受給資格更新の際の注意点

●現況届の提出が不要な方についても、確認のため市から連絡することがあります。

●提出が必要な方について、6月初旬に届出用紙を郵送します。確認のうえ、提出してください。

【ご注意ください】
ご注意ください。ごんごんときは届出が必要です。

現況届の提出が不要になります。が、6月以降、次のような変更があった場合は、随時届け出てください。

●市外に住む配偶者、児童の住所や氏名が変わったとき

●受給者の加入する年金が変わったとき

例：国民年金から厚生年金保険に変わった

所得の申告はお早めに

児童手当の支給額は所得により決まります。所得の申告が支給額決定後になることで、次のように影響が出ることがあります。

●申告した所得では、支給額が従前から減額となる↓支給した手当をさかのぼって返還

また、所得額により不支給となった方について、後で所得上限額を下回った場合は、改めて支給の申請が必要となります。左記へご連絡ください。

★子育て支援課 ☎25・1130、支所市民福祉課 ☎72・1333

お子さんの慢性疾病治療に必要な医療費を助成 小児慢性特定疾病医療費助成制度の 継続申請を受け付けます

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、児童等の慢性疾病のうち指定された病気の医療費のうち指成することで負担の軽減を図る制度です。

現在受給者証を持っていて、引き続き治療が必要な方の継続申請を受け付けます。

対象 現在受給者証を持っていて

引き続き治療が必要な20歳未満の方の保護者

申請期間 6月13日(月)～7月29日(金)

申請方法 申請書及び必要書類を本庄保健所に提出

※詳しくは、本庄保健所から送付される案内をご覧ください。

★本庄保健所 ☎22・6481

埼玉県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

健康長寿歯科健診を受診しましょう

前年度に75歳または80歳になつた後期高齢者医療被保険者を対象に、歯科健診を実施します。お口の健康は全身の健康につながります。疾病予防、健康の維持増進のため、ぜひ受診してください。

対象 次のいずれかに該当し、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

昭和16年4月2日～昭和17

年4月1日生まれ

・昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ

実施期間 7月1日(金)～令和5年1月31日(火)

※詳しくは、6月下旬に届く受診案内をご覧ください。

★埼玉県後期高齢者医療広域連合給付課
☎048・8333・3130

みんなの健康ガイド～特別版～

昭和16年4月2日～昭和17